

令和8年度

頭首工B I M／C I Mモデル活用検討

その3業務

特 別 仕 様 書

東海農政局 土地改良技術事務所

項 目	項 目 及 び 内 容	備 考										
第 1 章 総則 (適用範囲) 第 1 - 1 条	令和 8 年度頭首工 B I M / C I M モデル活用検討その 3 業務（以下「本業務」という。）の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。											
(目的) 第 1 - 2 条	本業務は、国営土地改良事業等における B I M / C I M 活用ガイドライン（案）第 4 編頭首工編（以下「活用ガイドライン（案）」という。）に基づき 3 次元モデルを作成及び更新し、設計・施工段階における課題を整理し、ガイドライン記載内容の検討を行うものである。											
(場所) 第 1 - 3 条	本業務において対象とする、福田頭首工の建設地は、岐阜県大垣市福田町及び笠木町地内である。											
(一般事項) 第 1 - 4 条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。 (3) 受注者は、常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。											
(管理技術者) 第 1 - 5 条	管理技術者は、共通仕様書第 1 - 6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業農村工学又は農業土木、 建設－河川、砂防及び海岸・海洋 建設－鋼構造及びコンクリート</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業農村工学又は農業土木</td></tr> <tr> <td>建設</td><td>河川、砂防及び海岸・海洋、 鋼構造及びコンクリート</td></tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業農村工学又は農業土木、 建設－河川、砂防及び海岸・海洋 建設－鋼構造及びコンクリート	農業	農業農村工学又は農業土木	建設	河川、砂防及び海岸・海洋、 鋼構造及びコンクリート	
資 格	技術部門	選択科目										
技術士	総合技術監理	農業－農業農村工学又は農業土木、 建設－河川、砂防及び海岸・海洋 建設－鋼構造及びコンクリート										
	農業	農業農村工学又は農業土木										
	建設	河川、砂防及び海岸・海洋、 鋼構造及びコンクリート										

項 目	項 目 及 び 内 容			備 考
(照査技術者) 第 1－6 条	資 格	技術部門	選択科目	
	シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
		河川、砂防及び海岸・海洋、 鋼構造及びコンクリート		
	博士	上記技術士部門・選択科目に準ずるもの		
	(1) 照査技術者は、共通仕様書第 1－7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。			
	資 格	技術部門	選択科目	
	技術士	総合技術監理	農業－農業農村工学又は農業土木、 建設－河川、砂防及び海岸・海洋 建設－鋼構造及びコンクリート	
		農業	農業農村工学又は農業土木	
		建設	河川、砂防及び海岸・海洋、 鋼構造及びコンクリート	
	シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
		河川、砂防及び海岸・海洋、 鋼構造及びコンクリート		
	博士	上記技術士部門・選択科目に準ずるもの		
	(2) 共通仕様書第 1－7 条第 4 項でいう監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。 (1) 業務計画書作成時 (2) 費用対効果検証時 (3) 活用ガイドライン改訂素案作成時 (4) 頭首工 B I M / C I M モデル作成及び更新時 (5) 報告書案作成時 (6) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合			
(3) 本業務における設計業務照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。)に基づき実施する。 また、照査手引書に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書 1－7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。				

項 目	項 目 及 び 内 容	備 考																
(担当技術者) 第 1－7 条	(4) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。 担当技術者は共通仕様書第 1－8 条によるものとする。																	
(配置技術者の確認) 第 1－8 条	共通仕様書第 1－11 条における業務計画書の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあつては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画に位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。																	
(保険加入) 第 1－9 条	受注者は、共通仕様書第 1－37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。																	
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2－1 条	業務の基本的事項に関しては、下表に示す図書を適用するものとする。 なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。																	
	<table><tr><td>番号</td><td>図 書 名 称</td><td>発 行 元</td><td>制定(改正)年月</td></tr><tr><td>1</td><td>土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」</td><td>農林水産省</td><td>令和 6 年 3 月</td></tr><tr><td>2</td><td>国営土地改良事業等における BIM／CIM 活用ガイドライン (案) 第 1 編 (共通編)</td><td>農林水産省</td><td>令和 5 年 3 月</td></tr><tr><td>3</td><td>国営土地改良事業等における BIM／CIM 活用ガイドライン (案) 第 4 編 (頭首工編)</td><td>農林水産省</td><td>令和 6 年 4 月</td></tr></table>	番号	図 書 名 称	発 行 元	制定(改正)年月	1	土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」	農林水産省	令和 6 年 3 月	2	国営土地改良事業等における BIM／CIM 活用ガイドライン (案) 第 1 編 (共通編)	農林水産省	令和 5 年 3 月	3	国営土地改良事業等における BIM／CIM 活用ガイドライン (案) 第 4 編 (頭首工編)	農林水産省	令和 6 年 4 月	
番号	図 書 名 称	発 行 元	制定(改正)年月															
1	土地改良事業計画設計基準・設計「頭首工」	農林水産省	令和 6 年 3 月															
2	国営土地改良事業等における BIM／CIM 活用ガイドライン (案) 第 1 編 (共通編)	農林水産省	令和 5 年 3 月															
3	国営土地改良事業等における BIM／CIM 活用ガイドライン (案) 第 4 編 (頭首工編)	農林水産省	令和 6 年 4 月															

項 目	項 目 及 び 内 容	備 考																											
(参考図書) 第 2 - 2 条	本業務の参考にする図書は、共通仕様書第 2 - 1 条によるほか次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>参考図書</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>国土交通省 C I M導入ガイドライン (案) (令和 2 年 3 月) (第 3 編 河川編)</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>2</td><td>国土交通省 C I M導入ガイドライン (案) (令和 2 年 3 月) (第 5 編 橋梁編)</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>3</td><td>国土交通省 B I M / C I M活用ガイドライン (案) (令和 4 年 3 月) (第 2 編 河川編)</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>4</td><td>国土交通省 B I M / C I M活用ガイドライン (案) (令和 4 年 3 月) (第 5 編 道路編)</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>5</td><td>国土交通省 B I M / C I M活用ガイドライン (案) (令和 4 年 3 月) (第 6 編 機械設備編)</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>6</td><td>国土交通省 3 次元モデル成果物作成要領 (案) (令和 4 年 3 月)</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>7</td><td>国土交通省 土木工事数量算出要領 (案) に 対応する B I M / C I Mモデル作成の手引き (案) (令和 4 年 3 月)</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>8</td><td>農林水産省 設計業務照査の手引書 (案)</td><td>1 式</td></tr> </tbody> </table>	番号	参考図書	数量	1	国土交通省 C I M導入ガイドライン (案) (令和 2 年 3 月) (第 3 編 河川編)	1 式	2	国土交通省 C I M導入ガイドライン (案) (令和 2 年 3 月) (第 5 編 橋梁編)	1 式	3	国土交通省 B I M / C I M活用ガイドライン (案) (令和 4 年 3 月) (第 2 編 河川編)	1 式	4	国土交通省 B I M / C I M活用ガイドライン (案) (令和 4 年 3 月) (第 5 編 道路編)	1 式	5	国土交通省 B I M / C I M活用ガイドライン (案) (令和 4 年 3 月) (第 6 編 機械設備編)	1 式	6	国土交通省 3 次元モデル成果物作成要領 (案) (令和 4 年 3 月)	1 式	7	国土交通省 土木工事数量算出要領 (案) に 対応する B I M / C I Mモデル作成の手引き (案) (令和 4 年 3 月)	1 式	8	農林水産省 設計業務照査の手引書 (案)	1 式	
番号	参考図書	数量																											
1	国土交通省 C I M導入ガイドライン (案) (令和 2 年 3 月) (第 3 編 河川編)	1 式																											
2	国土交通省 C I M導入ガイドライン (案) (令和 2 年 3 月) (第 5 編 橋梁編)	1 式																											
3	国土交通省 B I M / C I M活用ガイドライン (案) (令和 4 年 3 月) (第 2 編 河川編)	1 式																											
4	国土交通省 B I M / C I M活用ガイドライン (案) (令和 4 年 3 月) (第 5 編 道路編)	1 式																											
5	国土交通省 B I M / C I M活用ガイドライン (案) (令和 4 年 3 月) (第 6 編 機械設備編)	1 式																											
6	国土交通省 3 次元モデル成果物作成要領 (案) (令和 4 年 3 月)	1 式																											
7	国土交通省 土木工事数量算出要領 (案) に 対応する B I M / C I Mモデル作成の手引き (案) (令和 4 年 3 月)	1 式																											
8	農林水産省 設計業務照査の手引書 (案)	1 式																											
(貸与資料) 第 2 - 3 条	貸与資料は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>貸 与 資 料</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>令和 6 年度頭首工 B I M / C I Mモデル活用 検討業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>2</td><td>令和 7 年度頭首工 B I M / C I Mモデル活用 検討その 2 業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>3</td><td>平成 29 年度 西濃用水第三期地区施設計画等 検討業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>4</td><td>令和 5 年度 西濃用水第三期地区福田頭首工 実施設計業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>5</td><td>令和 6 年度 西濃用水第三期地区福田頭首工 実施設計その 2 業務</td><td>1 式</td></tr> </tbody> </table>	番号	貸 与 資 料	数量	1	令和 6 年度頭首工 B I M / C I Mモデル活用 検討業務	1 式	2	令和 7 年度頭首工 B I M / C I Mモデル活用 検討その 2 業務	1 式	3	平成 29 年度 西濃用水第三期地区施設計画等 検討業務	1 式	4	令和 5 年度 西濃用水第三期地区福田頭首工 実施設計業務	1 式	5	令和 6 年度 西濃用水第三期地区福田頭首工 実施設計その 2 業務	1 式										
番号	貸 与 資 料	数量																											
1	令和 6 年度頭首工 B I M / C I Mモデル活用 検討業務	1 式																											
2	令和 7 年度頭首工 B I M / C I Mモデル活用 検討その 2 業務	1 式																											
3	平成 29 年度 西濃用水第三期地区施設計画等 検討業務	1 式																											
4	令和 5 年度 西濃用水第三期地区福田頭首工 実施設計業務	1 式																											
5	令和 6 年度 西濃用水第三期地区福田頭首工 実施設計その 2 業務	1 式																											
(適用図書及び貸 与資料の取扱い) 第 2 - 4 条	第 2 - 1 条～第 2 - 3 条に示す適用する図書及び参考図書、貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 記載事項の相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 作業時点の最新版を用い、作業中に改訂された図書を使用する場合は、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。																												

項 目	項 目 及 び 内 容	備 考						
(頭首工B I M / C I Mモデル 作成の機器類) 第 2 - 5 条 (関連工事) 第 2 - 6 条	頭首工B I M / C I Mモデルを作成する機器類は、受注者で調達するものとする 本業務と関連する工事は次のとおりであり、監督職員及び関連工事の現場代理人と連携を密にして、互いに協調を図らなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>工 事 名</th><th>工 期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>西濃用水第三期農業水利事業 福田頭首工耐震化対策工事</td><td>令和 8 年 7 月 ～令和 12 年 6 月 (予定)</td></tr> </tbody> </table>	番号	工 事 名	工 期	1	西濃用水第三期農業水利事業 福田頭首工耐震化対策工事	令和 8 年 7 月 ～令和 12 年 6 月 (予定)	
番号	工 事 名	工 期						
1	西濃用水第三期農業水利事業 福田頭首工耐震化対策工事	令和 8 年 7 月 ～令和 12 年 6 月 (予定)						
第 3 章 作業内 容 (作業項目及び 数量) 第 3 - 1 条	本業務における作業項目及び数量は、「別紙 1 【作業項目内訳表】」のとおりであり、活用ガイドラインに基づき 3 次元モデルを作成及び更新し、設計・施工段階における課題を整理し、ガイドライン記載内容の検討を行うものである。 なお、対象施設の対象モデル及び令和 7 年度までの作業状況は別紙 2 に示すとおりである。							
(作 業 の 留 意 点) 第 3 - 2 条	作業の実施に際し、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分打合せを行い手戻りが生じないように留意しなければならない。 (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (3) 第 2 - 1 条～第 2 - 3 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。							

項 目	項 目 及 び 内 容	備考
第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4 - 1 条	共通仕様書第 1 - 10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには、管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手前の段階 第 2 回 中間打合せ（費用対効果検証時） 第 3 回 中間打合せ（活用ガイドライン改訂素案作成時） 最終回 報告書案作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者は、速やかに業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。	
(打合せ方法) 第 4 - 2 条	打合せ方法については、対面形式と基本するが、WEB 形式とする場合は、監督職員と協議するものとする。	
第 5 章 成果物 (成果物) 第 5 - 1 条	成果物を共通仕様書第 1 - 17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体（C D - R 等） 正副 2 部 (2) 成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）	
(成果物の提出先) 第 5 - 2 条	成果物の提出先は、東海農政局土地改良技術事務所とする。	
第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6 - 1 条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2 - 1 条、第 2 - 2 条に示す「図書」に変更が生じた場合。 (2) 第 3 - 1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第 4 - 1 条及び第 4 - 2 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第 5 - 1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間に変更が生じた場合。 (6) 現地調査の必要が生じた場合。 (7) その他	

項 目	項 目 及 び 内 容	備考
(業務スライドの試行) 第6-2条	(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。 (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。 (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。 (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。 (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。 (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。 (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。 (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。	

項 目	項 目 及 び 内 容	備考
第 7 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 7 - 1 条	この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

(別紙1)

作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業数量	備考
1 準備作業	本業務対象である西濃用水第三期農業水利事業にて造成予定の福田頭首工について、関係する業務報告書等の内容確認を行う。	1 式	
2 施工段階時のB I M / C I Mモデルの利活用におけるヒアリング	過年度業務にて作成したB I M / C I Mモデルを基に施工段階における現場での利活用について施工業者より意見聴取し内容を取りまとめる。具体的な作業内容については以下を想定している。 ・用途ごとにおける必要詳細度 ・設計時から施工時へのモデルデータ引渡しに関する留意事項（モデル作成考え方（階層[レイヤ]設定、属性情報の取扱い方（付与内容）等） ・現場での利活用方法（施工計画検討、施工手順把握等）	1 式	
3 モデル図作成における費用対効果の検証	モデル作成における費用対効果について検討する。検討項目は以下を想定している。 ・工数・費用 ・作業効率 ・データの利活用・波及効果（将来効果） ・上記の総合評価 ・詳細度 200～300	1 式	
4 活用ガイドラインの改訂素案（設計段階部分）の作成	貸与する過年度のB I M / C I M業務報告書及び国土交通省のB I M / C I M活用ガイドライン（案）等の最新の動向を踏まえ、活用ガイドライン（設計段階部分）の改訂素案を作成する。	1 式	
5 頭首工B I M / C I Mモデル作成及び更新	福田頭首工について、「国営土地改良事業等におけるB I M / C I M活用ガイドライン(案)(共通編)及び(頭首工編)」に基づき、詳細度ごとのB I M / C I Mモデルを作成・更新する。	1 式	
5-1 B I M / C I M実施計画書、B I M / C I M実施報告書等の作成	頭首工B I M / C I Mモデル作成及び更新に当たり、B I M / C I M実施計画書、実施報告書及びモデル作成事前協議・引継書シートを作成する。		

作業項目	作業内容	作業数量	備考
5-2-1 仮設計画モデル更新	福田頭首工耐震化対策工事の発注図面を基に、過年度業務で作成した仮設計画モデルを更新する。 なお、仮設計画の修正がある場合は最新版を反映するものとする。 また、作成した仮設計画モデルには属性情報を付与する。詳細度 200、300		
5-2-2 統合モデル作成	本業務（上記 5-2-1）で更新した仮設モデルを過年度業務で作成した詳細度（200、300）ごとのモデルに統合し内容を反映させる。		過年度データ拡張子 nwd 形式
6 活用成果取りまとめ	頭首工 B I M / C I M モデル作成の過程及び完成した B I M / C I M モデルの活用過程における課題を把握・整理し、活用ガイドライン記載内容の修正、追加を検討する。	1 式	
7 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行うものとする。	1 式	
8 照査	照査計画に基づき、業務の節目ごとに照査を実施、照査報告書の作成を行うものとする。 （１）業務計画書作成時 （２）費用対効果検証時 （３）活用ガイドライン改訂素案作成時 （４）頭首工 B I M / C I M モデル作成及び更新時 （５）報告書案作成時 （６）その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合	1 式	

(別紙2)

作業状況表

対象施設 福田頭首工		対象モデル			R7年度作成の 3次元モデル	
	小分類	土木 構造物	機械 設備	仮設 設備	詳細度 200	詳細度 300
土木構造物						
	堰柱	○			○	○
	エプロン	○			○	○
	基礎工	○			○	○
	魚道	○			○	○
	護岸（矢板護岸）	○			○	○
	止水壁	○			○	○
	護床工	○			○	○
機械設備						
	ゲート		○		○	○
	操作設備		○		○	○
	管理橋		○		○	○
	配管		○		○	○
仮設設備						
	仮設進入路			○	○	○
	仮設ヤード			○	○	○
	仮締切工			○	○	○
	仮栈橋			○	○	○
	代替貯水池			○	○	○
	仮廻し道路			○	○	○

(別紙 3)

作業範囲 (作業項目 5-2-1、5-2-2)

対象施設 福田頭首工		対象モデル			作業対象 3 次元 モデル	
	小分類	土木 構造物	機械 設備	仮設 設備	詳細度 200	詳細度 300
仮設設備						
	仮設進入路			○	○	○
	仮設ヤード			○	○	○
	仮締切工			○	○	○
	仮栈橋			○	○	○
	代替貯水池			○	○	○
	仮廻し道路			○	○	○